

第 76 回北九州市都市計画審議会 議事要旨
(主な質問・意見と回答)

議題第 337 号 建築基準法第 51 条の規定による汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理
施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問

1. 搬入台数がかなり増えているが、敷地の外に搬入車両が並ぶことはないか。

●回答

1. 搬入車両が集中する時間帯は無く、敷地内に待機場所を 8 台設けているので、路上駐車による渋滞を招くことはないと考えている。

議題第 338 号 建築基準法第 51 条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【戸畑区】

○質問

2. 搬入台数は増えて、搬出台数は変わらないのか。
3. 追加される処理品目を教えてほしい。
4. 受入れの範囲と船からの搬入があるかを教えてほしい。
5. 受入れの時間帯はいつか。
6. 運搬車両の安全対策は十分か。

●回答

2. 処理したものを原料として再利用するため搬出台数は変わらない。
3. 汚泥、廃油、廃プラスチック類と、金属くず、ガラスくず、廃酸、廃アルカリ、木くず、燃えがらなどの産業廃棄物、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物。
4. 北九州市内、福岡県の近隣の県、全国的なところからも入ってくる。船からの搬入はない。
5. 朝の 8 時 30 分から 18 時までを受付時間としている。
6. 産業廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託し、運搬車両は主に 10 トン車を使用する。ドラム缶やフレコンなどを使用して、積み荷の飛散防止、雨水の侵入防止の安全対策を行う。

議題第 339 号 北九州広域都市計画土地地区画整理事業の決定について（北九州市決定）
長野津田土地地区画整理事業【小倉南区】

○質問・意見

7. 雨水の流れ、農業用水路や河川との関係について教えてほしい。
8. 近くに保育園があるが、地元意見の反映について教えてほしい。交通量も増えると思うので、配慮していただきたい。

●回答

7. 水路の集約や調整池の整備を行い、雨水を長野川に流す計画である。また、農業用地に供給するための水路整備も行う。
8. 事業を進めるにあたり、権利者と周辺の町内を対象に説明会を実施した。今後も引き続き、事業の進捗にあわせて、情報を周知していきたい。

議題第 340 号 北九州広域都市計画道路の変更について（北九州市決定）
長野津田区画街路 1 号線ほか 1 線【小倉南区】

○質問・意見 なし

議題第 341 号 北九州広域都市計画区域区分の変更について（北九州市決定）
長野津田地区【小倉南区】

○質問・意見 なし

議題第 342 号 北九州広域都市計画用途地域の変更について（北九州市決定）
長野津田地区【小倉南区】

○質問

9. 第 2 種住居地域から第 1 種住居地域に変更するところには何が建っているのか。
10. 用途地域が変わると、土地の価値も変わると思うが、地権者は承諾しているのか。

●回答

9. 戸建て住宅とデイケアセンターである。
10. 既存の建物は変更後の第 1 種住居地域でも建築可能な用途であり、承諾を得ている。

議題第 343 号 北九州広域都市計画地区計画の決定について（北九州市決定）
長野・津田地区【小倉南区】

○質問・意見 なし

議題第 344 号 北九州広域都市計画地区計画の変更について（北九州市決定）

大里本町西地区【門司区】

○質問・意見 なし

議題第 345 号 北九州広域都市計画用途地域の変更について（北九州市決定）

大里本町西地区【門司区】

○質問・意見

11. 建築物の最低敷地限度を 500 平方メートルから 200 平方メートルに変えた理由を教えてください。小刻みにするより、ある程度大きい方が良いと思う。

●回答

11. 地権者からの提案型で、ガソリンスタンドやコンビニなどでの活用を考え、変更した。

報告事項 北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部改正について（報告）

○質問

12. 既にあるものは規制できないと思うが、既にあるものをやりかえる時はどうなるのか。

●回答

12. 店舗の改装や別の形態で営業しているものを改装する際は、規制することが可能と考えている。